

【概要版】安中市ヤングケアラー支援条例

令和6年4月1日施行

【目的（第1条）】

ヤングケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、支援に関して基本となる事項を定め、もって全ての子どもが自分らしく健全に成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義（第2条）】

- ① ヤングケアラー：
本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する18歳未満の者
- ② 保護者：
子どもの養育について第一義的責任を有する者
- ③ 市民等：
市民（市内に通勤又は通学する者を含む）並びに市内で活動を行う団体及び事業者
- ④ 学校：
市内に所在する、学校教育法第1条に規定する学校
- ⑤ 関係機関：
介護、障害者及び障害児の支援、医療、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラーに関わる機関

【基本理念（第3条）】

- ・ 全てのヤングケアラーを個人として尊重し、心身の健やかな成長及び自立を図る
- ・ 市、保護者、市民等、学校及び関係機関の連携した支援により、社会からの孤立を防ぐ

【市の責務、保護者・関係機関等の役割（第4～8条）】

- ① 市：施策の総合的な推進、保護者・市民等・学校及び関係機関との連携
- ② 保護者：子どもの年齢及び発達段階に応じた養育、必要に応じた支援の要求
- ③ 市民等：ヤングケアラー支援の必要性の理解、市への協力
- ④ 学校：市への協力、支援の必要性の把握、連携による支援
- ⑤ 関係機関：市への協力、支援の必要性の把握、支援機関への案内

【ヤングケアラー支援に関する施策（第9～11条）】

- ① 広報及び啓発：社会全体としてヤングケアラーへの支援が推進されるように広報・啓発活動を行う
- ② 早期発見：ヤングケアラーの早期発見に努める
- ③ 支援体制の整備：相談しやすい環境づくり、連携体制を整備する